



平成18年(行ウ)第467号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 原田学 外52名

被告 東京都 外1名

参加人 世田谷区

平成19年(行ウ)第224号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 小川裕之 外36名

被告 東京都 外1名

参加人 世田谷区

平成20年(行ウ)第108号 都市計画道路事業認可処分差止等請求事件

原告 鈴木桂太 外15名

被告 東京都 外1名

参加人 世田谷区

(処分行政庁 東京都知事)

準備書面(12)

平成23年3月31日

東京地方裁判所民事第2部 御中

被告東京都訴訟代理人 弁護士 今井克治

被告東京都指定代理人

鎌田眞理



同

村木健司



同

荒井俊之



同

大野誠



同

守屋智



被告東京都は、本書面において、

平成21年9月1日付け原告ら準備書面22、

同年11月30日付け原告ら準備書面26、

同22年2月18日付け原告ら準備書面28、

同年9月17日付け原告ら準備書面32及び

同23年1月19日付け原告ら準備書面33

(以下、それぞれ「原告準備書面22」等と略称する。)の緑地地域制度の廃止
に関する原告らの主張等に対し、事実経過を説明し、必要な範囲で反論する。

第1 緑地地域制度と緑地地域の廃止について

1 緑地地域制度

緑地地域は、特別都市計画法（昭和21年9月11日制定法律第19号、昭和29年5月廃止）第3条に位置づけられた「主務大臣は、特別都市計画上必要と認めるときは、第1条第3項の市町村の区域内において又はその区域外にわたり、特別都市計画の施設として緑地地域を指定することができる」制度である。

その指定目的は、「都市の膨張を抑え、都市生活の保健及び保安に役立たせ、都市民の厚生、蔬菜自給の用に供し、自然環境を保全すること」であった。

具体的には、田畠山林の景観を現状のまま維持すること、すなわち、建築物、工作物、土砂の採取、土地の形質の変更を制限して自然の価値を保存すること、及び、都市生活の保健、保安に資すること、すなわち、理想的な田園都市を建設すること、高度の農業経営地を設けること、体育施設、動植物園等の文化施設をこの地域に設けることを目的とした（特別都市計画法施行令（昭和21年9月11日勅令第422号）3条及び4条等参照）。

2 東京都における指定

昭和23年7月26日、主務大臣である建設大臣により東京都における緑地地域指定（建設省告示第17号）が総面積18010ヘクタール（区部面積の32.3パーセント）について行われたが、これは戦時下の防空空地帯の92パーセントを踏襲したもので、指定のあった10区の総面積の47パーセントを占めていた。

3 緑地地域制度の趣旨及び根拠法令の帰趣

特別都市計画法は、戦争で災害を受けた市（東京都の区の存する区域を含む。）町村の区域により行う特別都市計画に関し、都市計画法の特例を定めるものであって（第1条）、戦災復興のための市街地の区画整理に関する特例を規定したものであったので、戦災復興という使命を終え、その手法の大部分が新法た

る土地区画整理法（昭和29年5月制定法律第119号）に規定されるに至り、その整備と時を同じくして廃止されたものである（土地区画整理法施行法（昭和29年5月制定法律第120号）第1条1号）。

そして、昭和29年の特別都市計画法廃止にあたり、緑地地域に関する特別都市計画法3条の規定する制度は、土地区画整理法等に規定されなかつたので、土地区画整理法施行法附則2項に「当分の間、なおその効力を有する」とされ、昭和44年まで存続し、同附則が廃止された。

4 緑地地域指定廃止の流れ

都市計画は、都市計画審議会の議を経て主務大臣がこれを決定し内閣の認可を受ける（旧都市計画法第3条（大正8年4月5日制定法律第36号、昭和44年6月廃止））とされていた。

昭和24年6月には、昭和23年末に経済危機回生のための経済安定9原則が閣議決定されたことを受けて、「戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針」として公園緑地は児童公園、運動場に重点をおき、既定計画を変更することが閣議決定された。

そして、市街地の発展状況により指定の変更が行われ、昭和31年3月には、東京都市計画地方審議会に公園緑地調査特別委員会が設置され、緑地地域の再検討を進め、緑地地域の解除の方針と解除区域の選定の検討が行われ、昭和33年6月には東京都市計画地方審議会において上記検討結果が了承され、昭和34年8月から昭和44年4月にかけて、東京都市計画地方審議会答申に基づき、主務大臣たる建設大臣によって緑地地域が順次変更されたものである。

そして、下記6記載の社会情勢等から、昭和43年の都市計画法（昭和43年6月15日制定法律第100号）全面改正の際に、上記土地区画整理法施行法附則2項が廃止され、緑地地域制度は存続しないものとされた。

5 緑地地域の廃止

上記法改正の施行に際し、昭和44年4月10日、東京都市計画地方審議会

において「東京都区部周辺街区整備計画に関する東京特別都市計画緑地地域の廃止」等として付議了承され（日程第19議第2831号、丙36号証の1、2頁から17頁）、昭和44年5月8日、主務大臣たる建設大臣により東京特別都市計画緑地地域（当時の総面積は9003.4ヘクタール）は廃止され（建設省告示第1803号）、うち7815.7ヘクタールについては、旧都市計画法第3条第1項に基づき、「土地区画整理事業を施行すべき区域」として決定し（建設省告示1804号）、あわせて旧緑地地域内に用途地域、高度地区、準防火地域の指定を行った。

6 緑地地域の廃止の理由

上記廃止及び決定の理由は「東京都周辺緑地地域について再検討した結果、健全な市街地の造成を図るため、本案のように地域地区を変更及び廃止し、土地区画整理事業を施行すべき区域を決定しようとするものである。」

これは、「東京都区部周辺街区整備計画に関する基本方針」に述べられているとおり「東京都における緑地地域は、緑地帯として保存すべく従来、公共投資のほとんど行われなかつた地帯であるが、きわめて都心に近く、しかも区部における残された唯一の空地に富んだ地域であるために、最近の住宅需要に押されて、無秩序な市街化現象の特に著しい地域となっている。」

このまま放置すると将来あと追い公共投資を余儀なくされることは明白であるので、この際、土地区画整理事業、一団地の住宅施設事業、公的機関の宅地開発事業、民間の開発事業等を組み合わせて総合的な開発を行ない、公共空地（施設公園、緑地、道路等）の豊富な地帯として区部周辺を囲繞し、宅地内はむしろ区部の住宅供給源として高密度に開発する方針とする。

これらの開発は当然都全体における基本構想との一体性を求められるので、緑地地域内の新しい施設計画を作成し、これに誘導する必要がある。

このためには、土地区画整理事業以外は、その位置及び規模等をあらかじめ予定することは不可能であるので、各開発計画の統一性を保つための手法とし

て、緑地地域全体を土地区画整理事業を施行すべき区域として決定し、計画的誘導を行い、土地区画整理事業以外の開発により整備された部分は、その完成をまって逐次土地区画整理事業施行区域から除外する方針をとることとする。」ことに基づく（丙36号証の1、3頁4頁）。

第2 原告主張に対する反論

1 原告らの主張は、緑地地域と道路計画は「総合的な計画として戦災復興計画」（原告準備書面22、2頁以下）であって、緑地地域が廃止された以上は、道路計画もまた必然的に維持しえない違法なものとなるので、補助54号線都市計画も昭和44年5月の当初の都市計画決定が違法無効であり、それを前提とした平成15年の本件都市計画事業認可処分も違法と主張するものようである（同7頁8頁）。

補助54号線の昭和21年4月25日の当初都市計画決定（戦災復興院告示第15条）、昭和23年7月26日の当初緑地地域決定が、いずれも戦災復興計画の一部として定められたことを争うものではない。

しかしその後の各決定は、各々手続的要件、実体的要件を満たして、逐次変更されてきた適法なものであって（被告東京都準備書面（1）等及び上記第1参照）、原告らの主張は失当である。

一般論としても、補助54号線を含む幹線街路は、都市内におけるまとまった交通を受け持つとともに、都市の骨格を形成する道路として都市計画が定められるものである。一方、緑地地域の廃止は、無秩序な市街地化に対して健全な市街地を形成することを目的として土地区画整理事業を施行すべき区域として決定したものである。

したがって、緑地地域の廃止が、別途その必要性が判断され決定認可を受けた都市計画道路の決定あるいは変更に直ちに影響を及ぼすということはできない。また、市街化区域については少なくとも道路、公園及び下水道を定めるも

の（新都市計画法13条1項）とされており、健全な市街地の形成にあたって道路の必要性が認められることがあったとしても、緑地地域の廃止から都市計画道路が不要になるといった事情は認められない。

2 次に、原告らは、「緑地の廃止決定そのものは、・・・旧法の趣旨・目的・都市計画の原則に根底から背反する違法なものである」（原告準備書面22、8頁3行目4行目）とする。

しかし、上記第1に述べたとおり、緑地地域制度の廃止については、戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針等による土地区画整理法及び新都市計画法等の法律整備の中で制度そのものが廃止されたものである。また、旧都市計画法の下に行われた東京特別都市計画緑地地域の廃止についても東京都市計画地方審議会の検討議論を経た手続的にも実体的にも適法な決定であって違法性は認められない。

なお、本件事業認可決定については東京特別都市計画緑地地域の廃止とは判断基準も異なり別個独立の決定であるところ、原告らは「道路計画にも重大な影響を及ぼす」（原告準備書面32、2頁3頁）とするだけで、いかなる本件事業認可決定の違法を構成するとするのか、その内容及び論理は明らかではない。

以上